

昭和三十一年自治省令第十四号

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十一年法律第八十八号）第三条第二項第五号及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百一十号）第一条の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語の意義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 辺地度数 第二条の規定により当該地域について算定されたへんびな程度を示す点数をいう。

二 駅又は停留所 最短の距離（地域の中心（第三条の地域の中心をいう。）から通常利用する場合における経路のうち最短のもの長さ）をいう。以下同じ。）にある交通機関の駅又は停留所をいう。

三 小学校 最短の距離にある小学校の本校をいう。

四 中学校 最短の距離にある中学校の本校をいう。

四の二 義務教育学校 最短の距離にある義務教育学校の本校をいう。

五 高等学校 最短の距離にある高等学校（定時制の課程のみの高等学校を除く。）の本校をいう。

五の二 中等教育学校 最短の距離にある中等教育学校の本校をいう。

六 医療機関 最短の距離にある病院又は診療所をいう。

七 郵便局 最短の距離にある郵便局をいう。

八 船着場 最短の距離にある定期航行船の発着場をいう。

九 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。

十 定期航行 船着場を有する海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。

十一 近傍の市役所等 最短の距離にある市の事務所若しくは当該地域を含む郡の中心と認められる町若しくは村の事務所又はその他これらに準ずる事務所であつて総務大臣が定めるものをいう。

十二 本土 本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島（本土に至近の距離にあるため、定期航行によらなくとも本土との交通が容易な島を含む。）をいう。

十三 島 本土以外の島（本土の岬等にあるため、専ら海上の交通によらなければならない地域を含む。）をいう。

十四 財政力指数 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

十五 特定振興山村 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村で、財政力指数が〇・四未満である市町村（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域の市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を除く。）の区域内に所在するものをいう。

十六 半島振興対策実施地域市町村 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域とする市町村（過疎地域の市町村を除く。）をいう。

（へんびな程度の基準）

第二条 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定めるへんびな程度の基準は、当該地域についての辺地度数が百点以上であることとする。

2 前項の辺地度数の算定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 当該地域が本土にある場合は、当該地域に係る別表第一の上欄の一から八までに掲げる要素に係る距離を、それぞれ同表の下欄に掲げる単位距離で除して得た数値（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）に一点を乗じて得た点数（五十点以上となるときは五十点とする。）の合計点数に、当該地域に係る別表第二の上欄の一、二及び四から八までに掲げる要素についてそれぞれ同表の下欄に掲げる該当点数の合計点数を合算すること。

二 当該地域が島にある場合は、当該地域に係る別表第一の上欄の二から十までに掲げる要素及び当該地域に係る別表第二の上欄の三から八までに掲げる要素についてそれぞれ前号の計算の例により算定して得られた点数を合算すること。

三 前二号の算定において、別表第一の上欄の二又は三に掲げる要素に係る距離を用いた場合において同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととし、同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の二、三及び四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。

四 第一号及び第二号の算定において、別表第一の上欄の三又は四に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととし、同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の三、三の二及び四に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。

3 前項の辺地度数を算定する場合において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、別表第一の上欄に掲げる要素に係る距離について、当該各号に定めるところにより補正を行うものとする。

一 急こう配又は狭あいである等の自然的条件により交通が困難な部分がある場合 当該部分の距離については、当該距離に一・五を乗ずる。

二 急こう配かつ狭あいである等の自然的条件により交通が著しく困難な部分がある場合 当該部分の距離については、当該距離に二・〇を乗ずる。

（地域の中心）

第三条 令第一条の総務省令で定める地域の中心は、当該地域内において、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第四百一条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の三・三平方メートル当りの価格が最高の価格である地点とする。

（令第二条第十五号の施設）

第四条 令第二条第十五号に規定する共同利用施設その他の総務省令で定める施設は、共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設（共同利用施設を除く。）とする。

（令第二条第十六号の施設）

第五条 令第二条第十六号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 生産施設
- 二 加工施設
- 三 流通販売施設
- 四 技能修得施設
- 五 試験研究施設

（総合整備計画の様式）

第六条 公共的施設の整備をしようとする市町村が法第三条第一項の総合整備計画を提出する場合においては、別記様式による総合整備計画書に議会の議決書の写を添えてこれをしなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年六月一七日自治省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

<p>附 則 (昭和四五年九月一日自治省令第一九号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四八年三月一六日自治省令第六号) この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。 附 則 (昭和五〇年四月一八日自治省令第八号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五七年三月三一日自治省令第七号) この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。 附 則 (昭和六三年四月二六日自治省令第一九号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二年八月九日自治省令第二五号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成三年四月一日自治省令第一〇号) この省令は、平成三年四月一日から施行する。 附 則 (平成四年六月二五日自治省令第一六号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一年三月三〇日自治省令第二二号) この省令は、平成十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二年四月三日自治省令第三一号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二年九月一四日自治省令第四四号) この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。 附 則 (平成二〇年六月二一日総務省令第七一号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二二年四月二四日総務省令第四六号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二八年三月一八日総務省令第二二号) この省令は、平成二八年四月一日から施行する。</p>	<p>一 〇・二〇 二 〇・一七 三 〇・三三 四 〇・六七 五 〇・一一 六 〇・二二 七 交通機関のない部分</p>
<p>三 中学校までの最短の距離</p>	<p>一 単位距離 (単位キロメートル) 二 交通機関のない部分 三 交通機関のある部分 四 交通機関のない部分 五 交通機関のある部分 六 〇・六七 七 〇・三三</p>
<p>三の二 義務教育学校までの最短の距離</p>	<p>一 交通機関のない部分 二 交通機関のある部分 三 〇・一一 四 〇・二二</p>
<p>四 高等学校までの最短の距離</p>	<p>交通機関のない部分</p>
<p>要素</p>	<p>一 駅又は停留所までの最短の距離 二 小学校までの最短の距離 三 中学校までの最短の距離 四 義務教育学校までの最短の距離 五 高等学校までの最短の距離</p>
<p>要素</p>	<p>一 駅又は停留所における交通機関の一日平均運行回数 二 駅又は停留所における交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件によりその運行を休止する場合における過去三年間の平均運行休止期間 三 船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数</p>
<p>要素</p>	<p>一 一往復以下 二 二往復及び三往復 三 三往復及び四往復 四 四往復及び五往復 五 六往復及び七往復 六 三〇日以上五九日以下 七 六〇日以上八九日以下 八 九〇日以上 九 三〇回以下 一〇 三一回以上六〇回以下 一一 六一回以上九〇回以下 一二 九一回以上一二〇回以下 一三 一二一回以上一五〇回以下 一四 以下</p>
<p>要素</p>	<p>一 船着場から本土の定期航行の発着場までの最短の距離 二 船着場までの最短の距離 三 近傍の市役所等までの最短の距離 四 当該地域を包括する市町村の事務所までの最短の距離 五 郵便局までの最短の距離 六 医療機関までの最短の距離 七 中等教育学校までの最短の距離</p>
<p>要素</p>	<p>一 〇・五〇 二 〇・二七 三 交通機関のある部分 四 交通機関のない部分 五 〇・一三 六 交通機関のない部分 七 交通機関のある部分 八 三・三三 九 交通機関のない部分 一〇 一・六七 一一 交通機関のある部分 一二 一・三三 一三 交通機関のある部分 一四 〇・六七 一五 交通機関のない部分 一六 〇・三三 一七 交通機関のある部分 一八 〇・一七 一九 交通機関のない部分 二〇 〇・五〇</p>
<p>要素</p>	<p>一 点數 二 一往復以下 三 二往復及び三往復 四 三往復及び四往復 五 四往復及び五往復 六 五往復及び六往復 七 六往復及び七往復 八 七往復及び八往復 九 八往復及び九往復 一〇 九往復及び十往復 一一 十往復及び十一往復 一二 十一往復及び十二往復 一三 十二往復及び十三往復 一四 十三往復及び十四往復 一五 十四往復及び十五往復 一六 十五往復及び十六往復 一七 十六往復及び十七往復 一八 十七往復及び十八往復 一九 十八往復及び十九往復 二〇 十九往復及び二十往復 二一 二十往復及び二十一往復 二二 二十一往復及び二十二往復 二三 二十二往復及び二十三往復 二四 二十三往復及び二十四往復 二五 二十四往復及び二十五往復 二六 二十五往復及び二十六往復 二七 二十六往復及び二十七往復 二八 二十七往復及び二十八往復 二九 二十八往復及び二十九往復 三〇 二十九往復及び三十往復 三一 三十往復及び三十一往復 三二 三十一往復及び三十二往復 三三 三十二往復及び三十三往復 三四 三十三往復及び三十四往復 三五 三十四往復及び三十五往復 三六 三十五往復及び三十六往復 三七 三十六往復及び三十七往復 三八 三十七往復及び三十八往復 三九 三十八往復及び三十九往復 四〇 三十九往復及び四十往復 四一 四十往復及び四十一往復 四二 四十一往復及び四十二往復 四三 四十二往復及び四十三往復 四四 四十三往復及び四十四往復 四五 四十四往復及び四十五往復 四六 四十五往復及び四十六往復 四七 四十六往復及び四十七往復 四八 四十七往復及び四十八往復 四九 四十八往復及び四十九往復 五〇 四十九往復及び五十往復 五一 五十往復及び五十一往復 五二 五十一往復及び五十二往復 五三 五十二往復及び五十三往復 五四 五十三往復及び五十四往復 五五 五十四往復及び五十五往復 五六 五十五往復及び五十六往復 五七 五十六往復及び五十七往復 五八 五十七往復及び五十八往復 五九 五十八往復及び五十九往復 六〇 五十九往復及び六十往復 六一 六十往復及び六十一往復 六二 六十一往復及び六十二往復 六三 六十二往復及び六十三往復 六四 六十三往復及び六十四往復 六五 六十四往復及び六十五往復 六六 六十五往復及び六十六往復 六七 六十六往復及び六十七往復 六八 六十七往復及び六十八往復 六九 六十八往復及び六十九往復 七〇 六十九往復及び七十往復 七一 七十往復及び七十一往復 七二 七十一往復及び七十二往復 七三 七十二往復及び七十三往復 七四 七十三往復及び七十四往復 七五 七十四往復及び七十五往復 七六 七十五往復及び七十六往復 七七 七十六往復及び七十七往復 七八 七十七往復及び七十八往復 七九 七十八往復及び七十九往復 八〇 七十九往復及び八十往復 八一 八十往復及び八十一往復 八二 八十一往復及び八十二往復 八三 八十二往復及び八十三往復 八四 八十三往復及び八十四往復 八五 八十四往復及び八十五往復 八六 八十五往復及び八十六往復 八七 八十六往復及び八十七往復 八八 八十七往復及び八十八往復 八九 八十八往復及び八十九往復 九〇 八十九往復及び九十往復 九一 九十往復及び九十一往復 九二 九十一往復及び九十二往復 九三 九十二往復及び九十三往復 九四 九十三往復及び九十四往復 九五 九十四往復及び九十五往復 九六 九十五往復及び九十六往復 九七 九十六往復及び九十七往復 九八 九十七往復及び九十八往復 九九 九十八往復及び九十九往復 一〇〇 九十九往復及び百往復</p>

別記様式

四 当該地域における無点灯戸数の全戸数に対する割合 五 当該地域において電気の供給が制限されている場合 六 当該地域に電話がない場合 六の二 当該地域において携帯電話が一社も通じない場合 七 当該地域において飲用水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合 八 当該地域が特定振興山村、半島振興対策実施地域市町村又は島の区域内に所在する場合	以下	一五一回以上二八〇回	一〇
	以下	一八一回以上二二〇回	二〇
	以下	二二一回以上二四〇回	三〇
	以下	二四一回以上二七〇回	四〇
	以下	二七一回以上三〇〇回	五〇
	以下	三〇一回以上三三〇回	二五
	以下	三三一回以上三六〇回	二〇
	十割	五割以上十割未満	三〇
	三割以上五割未満	二〇	
	一割以上三割未満	一〇	
	以下	二五	

(ただし、当該地域が高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設の整備について他の地域と比較して著しく低位にある地域をその区域とする半島振興対策実施地域市町村又は島の区域内に所在する場合にあっては三〇)

総合整備計画書

何々都(道府県)何々市(町村)何々辺地
(辺地の人口 人 面積 kmf)

- 1 辺地の概況
 - (1) 辺地を構成する町又は字の名称
 - (2) 地域の中心の位置
 - (3) 辺地地点数 点
- 2 公共的施設の整備を必要とする事情
- 3 公共的施設の整備計画

平成何年度から平成何年度まで 何年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業費 の予定額
			特定財源	一般財源	
合計					

記載上の注意

- 1 この計画書は、辺地別に記載するものであること。
- 2 「2 公共的施設の整備を必要とする事情」には、辺地の地勢及び住民の日常生活の現況を明記し、施設の整備をはかることが特に必要である事情を記載すること。
- 3 「3 公共的施設の整備計画」には、計画年度内に整備しようとする公共的施設の事業費等について、施設別、事業主体別に記載すること。この場合において、事業主体が当該市町村以外にあつては、「特定財源」には、当該市町村が負担する経費以外の額を、「一般財源」には、当該市町村が負担する経費を記載すること。